

浜ヶ城保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、本園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 浜ヶ城福祉会
事業者の所在地	いちき串木野市浜ヶ城12011番地1
事業者の電話番号・FAX	0996-32-4712・32-4872
代表者氏名	理事長 児島 喜代子
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所の経営

施設の概要

種別（認可定員）	保育所（50人）					
名称	浜ヶ城保育園					
所在地	事業者と同じ					
電話番号・FAX	事業者と同じ					
施設長氏名	園長 児島 喜代子					
開設年月日	昭和47年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	5人	5人	11人	6人	14人	9人
取り扱う保育事業	延長保育事業・障害児保育事業・保育所地域活動事業（世代間交流等事業／育児講座・育児と仕事両立支援事業）					

いちき串木野市への利用申込者数により、認可定員及び利用定員を上回る受け入れをする年度もありますが、本園では認可保育所として「いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」及び厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等を遵守し、適正な保育士配置等を確保しています。

施設・設備の概要

施設・設備の概要と園内平面図につきましては、本園ホームページ「保育園の紹介」ページをご覧ください。

施設の目的、運営方針

目 的	<p>〈本園の保育理念〉</p> <ul style="list-style-type: none">① 児童福祉法に基づき、子どもにとってふさわしい生活の場を保障し、子どもにとって最善の利益を守る。② 心身ともに健やかで自立した人間育成のために、生涯にわたる生きる力の基礎を培う。③ 入所する子ども・保護者・子育てに関係する人々の心の拠りどころとなる保育園づくりをめざす。
運 営 方 針	<p>〈本園の保育方針〉</p> <ul style="list-style-type: none">① 年齢に応じた遊び・運動・制作等、発達段階に合わせた様々な体験活動を通して、心身ともに健康で元気な子に育てる。② 豊かな自然環境や広い菜園を生かした保育を行う。菜園で季節の野菜を育て、給食の食材として用いる。幼少期より「食」への正しい知識を身につけさせる「食育」を行う。③ 行事等を通して、四季の移り変わりを感じられる保育を行う。④ 日々の保育の中で基本的な生活習慣・しつけを身につけ、静と動のけじめをつける保育を行う。⑤ 保育者は、常に深い愛情と専門性を持って子どもに接し、信頼関係を築く。子どもの情緒の安定をはかる。⑥ 異年齢の園児や異世代の人々と交流することで、人間関係を広げ、人とのよりよい関係を結ぶ基礎を作る。⑦ 人間教育「リトミック」を取り入れ、身体表現・想像力・リズム感・集中力など総合的に感性を磨く。

保育・教育を提供する日

開所日	月曜から土曜
休所日	日曜・祝日及び国民の休日・振替休日・年末年始（12月29日～1月3日）・年度末～年度初めの間のいずれかの2日（新年度準備のため）

保育・教育を提供する時間

(1) 開園時間

月曜から土曜 午前7時00分から午後6時30分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜から土曜の保育時間	午前7時から午後6時（11時間）
延長保育時間	午後6時から午後6時30分

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜から土曜の保育時間	午前8時30分から午後4時30分（8時間）
延長保育時間	朝：午前7時から午前8時30分 夕：午後4時30分から午後6時30分

【注意】①保育時間は支給認定証に記載された保育の必要量の区分によって異なります。

②年度途中でも保護者の就労状況等によって市が認定し直す場合があります。園は市から通知を受けた時点または市が指定する日から新しい認定区分で保育を提供します。

利用料等について

保育料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
副食費（3歳以上児）	月額4,500円
延長保育料	児童1人30分につき100円
その他	カラー帽子代・体操服代・1日遠足バス代

1 副食費について

(1) いちき串木野市が副食費徴収の免除対象とした場合に免除されます。

免除の有無は市が交付する利用料決定通知書等に記載されています。

(2) 副食の食材料費であり、おやつや牛乳、お茶代を含みます。

(3) 月額を基本とし、本園に通う2号認定子どもを通じて均一とします。ただし、月途中の入退所や長期入院等のやむを得ない場合には本園において減額調整をします。

(4) 副食費の額は、本園において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めた額です。国からの通知において施設で徴収する額を設定するにあたっては、これまで市町村が保育料の一部として保護者から徴収してきた額を目安とすることとされています。この目安額と上記の額に乖離はなく、適切な徴収額としてお支払いをお願いします。

2 延長保育料について

延長保育を利用した場合は、利用時に園備え付けの利用ノートにお子さんのお名前をご記入下さい。
なお、開園時間以外につきましても利用料が発生しますので、開園時間内に送迎をお願いします。

3 1日遠足バス代

総費用の半額を在園児数で除した園児1人あたりの額です。

利用料等の支払方法及び期日

保育料（利用者負担）	口座振替・納付書払い等居住する市町村が定めるところによる
副食費	月初めに前月分を納入袋に入れて現金にて支払・納入袋配布後3日以内
延長保育料	月初めに前月分を納入袋に入れて現金にて支払・納入袋配布後3日以内
その他	園からの案内による

職員体制

施設長	1人（常勤専従・資格：保育士資格）
主任保育士	1人（常勤専従）
保育士	12人（常勤7人・非常勤5人）
保育補助者	1人（非常勤）
栄養士	1人（常勤専従）
調理員（栄養士除く）	2人（非常勤）
事務長	1人（常勤専従）
その他	用務員1人（非常勤）・運転手1人（非常勤）

登園・降園時の留意点

- (1) 欠席や登園時間が遅くなる時には、給食の準備がありますので、9：30までに保育園へ電話でご連絡下さい。
- (2) ふだんと送迎する方が変わる場合（これまで送迎したことのない祖父母・親戚等の場合）は事前に保護者から園にお知らせ下さい。ご連絡がない場合、お子さんをお渡しできないこともあります。また、送迎をお子さんの兄弟等の未成年者にはさせないで下さい。
- (3) 保護者の送迎は、登園時はご自宅から園で保育士に預けるまで・降園時は保育士からお子さんを引き取って帰宅するまでです。登降園の際は、必ずお子さんの手をしっかりつないで飛び出し

等のないよう十分注意して下さい。とくに、朝夕は園駐車場・園道及び周辺道路は、車の出入りが多くたいへん危険です。

(4) お子さん同士のトラブルのもとになりますので、保育園にはご家庭のおもちゃ・お菓子等、保育園で不必要なものは持ってこないで下さい。また、ケガや事故につながる恐れがありますので、お子さんにアクセサリ類を装着させないで下さい。

(5) 保育園では、園庭で遊んだり園外へ出かけたりと戸外で多く活動します。ケガや事故防止のために必ず運動靴を履かせて下さい（サンダル履きなどはさせないで下さい）。

園と保護者との連携

本園は「保育とは保護者とともにお子さんを育てていくもの」ととらえています。そのためにお子さんの24時間の生活を念頭に、保護者の皆さんの気持ちになってご家庭としっかり連携しながら保育を行っていきたいと考えております。

具体的には、5月と2月の年2回各クラス担任が保護者の方と面談する保育相談期間を設けています。この保育相談では一人ひとりのお子さんについて現在のお子さんの育ちと今後の育ちの見通しをご家庭と共有することに努めております。

この期間に限らず、お子さんに関する心配事や判らないこと・子育てのお悩みは、いつでも担任または主任保育士・園長にご相談下さい。園で話しにくい場合は連絡帳「そだち」（原則、満2歳まで使用、ご希望の方は以降も継続できます）やメモ用紙等にお手紙にされてもかまいません。

また、園に関して保護者の皆さんがお気づきになられたこと、助言やアイデア等ご意見やご提案を伺うことも園にとって重要なことだと考えております。寄せられたご意見等をすべてただちに実現することをお約束できませんが、園全体で真摯に受け止めてよりよい園にまいります。

提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育の内容に関する全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

〈デイリー・プログラム〉

※3歳未満児については、個人差が大きいため1人1人に応じたプログラムになります。とくに0歳児は、体調等に合わせて授乳・ミルク・検温・睡眠のタイミングを調節しています

年 齢 時 間	0・1・2歳児 (3歳未満児)	3・4・5歳児
7:00	開園・保育標準時間(11時間)開始 登園	開園・保育標準時間(11時間)開始 登園
	自由遊び	自由遊び
8:30	保育短時間(8時間)開始	保育短時間(8時間)開始
9:00	おやつ	
9:40	集団リズム	集団リズム
10:00	遊びと生活 (排泄・着脱・遊び)	設定保育
11:10	食事準備	
11:20	食 事	食事準備
11:30		食 事
12:40	お昼寝	
13:00		お昼寝
14:45	目覚め	目覚め
15:00	おやつ	おやつ
15:15	合唱・絵本の読み聞かせ等	合唱・絵本の読み聞かせ等
16:00	降園準備	降園準備
	自由遊び	自由遊び
	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了
18:30	保育標準時間終了・閉園	保育標準時間終了・閉園

〈年間保育計画〉

年齢	年 齢 別 保 育 計 画
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの生活リズムを整え、基礎的な生活習慣を養う。 衛生的で安全な環境で、一人ひとりの欲求を満たしながら情緒の安定を図る。
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> 保育者や友達と楽しく安心できる雰囲気の中で生活する。 遊びの中で、自分の気持ちをしぐさや簡単なことばで表現し、身近な大人や友達との関わりに対する喜びを知る。 温かい雰囲気の中で食事をするを楽しむ。
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの生命の保持と情緒の安定を図るために十分な環境を整える。 保育者との安定した関わりの中で生活に必要な基本的習慣を身につけ、自分でしようとする意欲を育て、身につけていく。
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的で、安全な環境を作り、快適に生活できるようにする。 身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、生活を広げていく。
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> 自己を十分に発揮しながら、集団生活の中で他者と協調して生活していく。 人、物、自然に積極的に関わり、身体感覚を養い、想像力を身につける。
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣を確立させる。 日常生活や行事などで自分の役割をもち、友達と共通の目的のもと協力して物事を進めることで達成感を味わう。 社会事象や自然事象などへの認識を高め、文字や数字などへの関心を持つ。
その他	本園の年間行事についてはホームページをご覧ください。

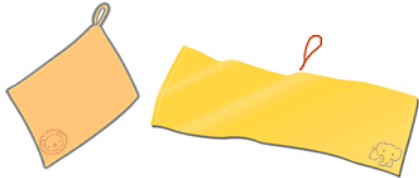
〈クラス編成〉

年齢	ク ラ ス 名
1歳児	あかぐみ・きぐみ
2歳児	きぐみ・ももぐみ
3歳児	ももぐみ
4歳児	あおぐみ
5歳児	あおぐみ

本園では、入所児童の生年月日順に各保育室の面積基準に応じて、クラスを編成しております。「〇歳児なので△△ぐみ」ということはありませんので、ご理解下さい。

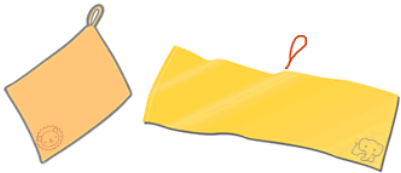
保育園での生活に必要なものについて

子どもの持ち物には似たものや同じものが多く、誰のものか判別が難しく持ち帰りの際に取り違いのもとになりますので、ご面倒をおかけしますが、下着から靴下、スプーン・コップ等の食器までお子さんの持ち物には必ずすべて名前を書いて下さい。長期の使用や洗濯によって記名が薄くなることもありますので、自宅に持ち帰ったときにはよく確認するようお願いします。

3歳未満児（0・1・2歳児）	
<p style="text-align: center;">準備するもの (4月当初・ 入所初め)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お昼寝用敷き布団（シーツ付き） ・バスタオル（お昼寝用） ・ティッシュペーパー2箱 ・ナイロン袋（50～100枚） ・ぞうきん（タオルでも可） ・はし箱（スプーン・フォーク・はし） ・タオル <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p style="font-size: small; color: blue;">タオルには「かけひも」を付けてください。</p> </div>
<p style="text-align: center;">持ってくるもの (毎日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出席ブック（お帳面） ・はし、はし箱（スプーン、フォーク） ・コップ（きぐみ以上） ・汚れ物入れ（スーパーの袋等） ・着替え <p style="font-size: small;">※着替えて持ち帰った分だけまた保育園へ持たせて下さい。</p>
<p style="text-align: center;">持ってくるもの (週の初め)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シーツ ・タオル（週の途中で交換してもかまいません） ・帽子 <p style="font-size: small;">※週末に持ち帰り、洗濯して週明けに持ってきて下さい。</p>

- ・お帳面と帽子については、保育園で注文をとり、同じものを購入していただきます。
- ・上記以外のものも必要になることがあります。詳しくは担任からお聞き下さい。
- ・3歳未満児は、完全給食のためご飯は必要ありません。

3・4・5歳児

<p>準備するもの (4月当初・ 入所初め)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お昼寝用敷き布団（シーツ付き） ・バスタオル（お昼寝用） ・ティッシュペーパー2箱 ・ナイロン袋（50～100枚） ・ぞうきん（タオルでも可） ・上履き ・お弁当箱、お弁当袋 ・コップ ・はし、はし箱 ・タオル <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p style="font-size: small;">タオルには「かけひも」を付けてください。</p> </div>
<p>持ってくるもの (毎日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出席ブック（お帳面） ・汚れ物入れ（スーパーの袋等） ・着替え ※着替えて持ち帰った分だけまた保育園へ持たせて下さい。 ・はし、はし箱 ・コップ ・お弁当（ご飯のみ）
<p>持ってくるもの (週の初め)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シーツ ・タオル（週の途中で交換してもかまいません） ・帽子 ※週末に持ち帰り、洗濯して週明けに持ってきて下さい。

- ・お帳面と帽子については、保育園で注文をとり、同じものを購入していただきます。
- ・上記以外のものも必要になってきます。詳しくは担任からお聞き下さい。

園の利用開始と終了に関する事項

1 本園の利用開始に関する事項

いちき串木野市（または居住市町村）の支給認定を受け、同市の利用調整により本園に利用決定され、重要事項説明に同意された方に保育の提供を開始します。

2 本園の利用終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学するとき

- (2) 園児の保護者が児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) いちき串木野市（または居住市町村）が園児の保育の解除を決定したとき
- (4) その他、利用継続について重大な支障または困難が生じたとき

給食等について

本園では、栄養士及び調理員が園内で調理した給食（3歳未満児には主食・副食、3歳以上児には副食）を提供しています。詳細は次のとおりです。

	提 供 内 容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ (登園後)	給 食		おやつ (午睡後)	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	約55% (1,100kcal)
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	なし	持参	○	○	約40% (1,400kcal)
4歳児	なし	持参	○	○	
5歳児	なし	持参	○	○	

1 給食の提供にあたって

(1) 自園調理

本園は、専用の調理室及び調理設備を備え、栄養士の献立に従って保育・教育を提供する日にその日の給食を調理しています。

ただし、行事等によって給食を提供しない日もあります。また、菜園で収穫された旬の野菜を食材に取り入れています。

(2) 献立の紹介

栄養士は、翌月の献立表を月末までに担任を通じてご家庭に配布しています。

また、その日の給食の見本をお迎え時に展示してお子さんがどんな昼食を食べたか見られるようにしています。そして、夕方以降には本園ホームページの「今日の給食」コーナーにレシピ等を掲載しています。

2 食育について

世の中に「食育」という言葉が定着して久しいですが、本園でも栄養士を中心に食育計画に沿って、長年にわたり次のような取り組みを続けています。

- (1) 栄養士による給食時の声かけ
- (2) 菜園での園児による夏野菜の栽培
- (3) 季節行事に合わせた調理体験
- (4) 給食に季節の献立を取り入れる

3 おにぎりの日について

おにぎりの日は、ご家庭と保育園が連携して《食育》を進めていく取り組みです。毎月1回、いず

れかの土曜日に、園児も職員も全員が給食の代わりに家庭から持参した「おにぎり」と「漬け物」だけを昼食にします（おかずもあえて提供しません）。

本園がこの取り組みを行っているのは、次の趣旨からです。

- (1) 質素な食事を体験することで、日ごろ豊富な食材を使う食事のありがたさを知る。
- (2) 「おにぎりの日」には、ふだん食べている食事や食材、食べ物と体の関係、食事のしかたなどについて学ぶ。
- (3) 保護者に作ってもらった「おにぎり」の愛情を感じながら、みんなが一緒に食事をする。

毎月の「おにぎりの日」がどの土曜日になるかは、その月の「園だより」でお知らせしています。ご多忙のこととは思いますが、前記の趣旨をご理解いただきご協力をお願いいたします。

4 アレルギー対応について

本園では、アレルギー対応マニュアルを策定しており、食物アレルギー児が入所した場合には、同マニュアル及び厚生労働省策定「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って対応します。保護者の方には主治医による診断書及びいちき串木野市保育連絡協議会共通様式「食物アレルギー指示書」を提出していただきます。栄養士は同指示書に従ってアレルギー除去食を提供していきます。

健康診断・嘱託医の紹介と園での健康管理について

(1) 健康診断と嘱託医

本園では、定期健康診断及び臨時健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて、以下のとおり実施しています。内科及び歯科については本園が嘱託医契約を締結した医療機関の医師が診断します。

・内科健診 全園児 年2回 新規入所児 入所前1回	医療機関の名称	えんでん内科クリニック
	医院長名	海江田 正史
	所在地	いちき串木野市東塩田町35番地
	電話番号	0996-32-7000
・歯科検診 全園児 年1回	医療機関の名称	ワハハ総合デンタル串木野小前クリニック
	医院長名	吉村 要
	所在地	いちき串木野市日出町60
	電話番号	0996-33-5515

2 健康管理、体調不良時の園での対応

(1) 体温測定（検温）

3歳未満児 毎朝（登園後） 3歳以上児 体調を見て随時

(2) 発熱時等の対応

保育園で、お子さんが38度以上の熱を出したり、具合が悪そうにしていたりする場合には、保護者の方に連絡してお迎えに来ていただきます。

(3) 与薬について

保護者に代わって保育園で薬を飲ませることは、原則としてお断りしています。持病ややむを得ず服用が必要な場合には、「与薬について」の項をご参照下さい。

(4) 登園許可証明書について

お子さんが感染症と診断された場合は、担当医から完治の診断を受けた際に医師に「登園許可証明書」を記入してもらって下さい。「登園許可証明書」は担任からお受け取り下さい。完治後登園する際に担任に提出して下さい。「登園許可証明書」はホームページからダウンロードして印刷したもの（A4印刷対応のプリンタが必要です）を使用することも可能です。ご利用の際にはトップページから「登園許可証明書のダウンロードと印刷」アイコンをクリックして表示されるページをご覧ください。※感染症については次の項で説明していますのでよくお読みください。

(5) 朝からお子さんの体調がよくないときには

お仕事もおありのことは承知しておりますが、無理に登園させると逆に悪化させてしまう場合もあります。お子さんの様子を毎朝十分に観察されるようにして下さい。本園のホームページには保育園を休ませる目安となる体調のポイントもまとめてありますので、参考にされて下さい。

感染症対策について

乳幼児は、一般にさまざまな感染症にかかりやすいものです。とくに、伝染性のある感染症に罹患した状態で登園した場合、他の多くの園児に感染が拡大する恐れがあります。また、近年はインフルエンザをはじめノロウイルス等の感染性胃腸炎やRSウイルス感染症などが毎年のように各地で流行しています。ですから、万一子どもさんが伝染性のある感染症に罹患した場合には、厚生労働省通達「保育所における感染症対策ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。概要は本園ホームページで紹介しています）及び学校保健安全法等に基づき保育園を休んでいただきます。休むべき期間等については、次項「登園させてはいけない主な感染症」を参考にして下さい。

本園は、感染症や食中毒が発生または蔓延しないように、ガイドラインに従い、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

(1) 園での予防対策

保育中は外遊びの後や給食前などに手洗い・うがいを励行させる。流行期前には保健教育の講話や集団リズム前の全体指導などを通して、園児に注意喚起を促す。

(2) 発生時の対応

毎週配信される「伊集院保健所感染症情報」を注視し、管内の状況把握に努める。流行期には園だよりで保護者への注意喚起をするとともに、伊集院保健所管内に警報が発令された場合などは必要に応じてホームページや「あんしんメール」で保護者に情報を配信していく。

以上の内容は従来から保護者の皆さんにお願いしていることや園で行っている対策等について記載しておりますが、昨今の新型コロナウイルスをめぐる状況を受けて、園ではこれまで以上にお子さんの体調管理や衛生面に留意しながら保育を行っています。

現在、国内でも感染が確認されている新型コロナウイルス感染症については、未知の部分が多いため、今後の知見によっては保育所が新たな対応を要請される場合があります。そうした通知により園の対応を変更する場合には保護者の皆さんに別途すみやかにご案内いたします。

《園内での感染拡大を防ぐためにお願いしたい点》

- ・お子さんに感染症と思われる症状が出た場合には必ずすみやかに病院を受診し、医師の診察と治療を受け十分に療養させましょう。
- ・病気には個人差がありますので必ず医師の指示に従って下さい（医師の判断とガイドラインが異なった場合には園で判断します）。
- ・医師の登園許可があっても園での検温などで明らかに体調が戻っていない場合などは自宅療養を勧める場合もあります。
- ・ご兄弟や家族の方が感染症の診断を受けた場合、お子さんに異状や感染の診断が出てなくても、念のため登園を控えて下さるようお願いいたします。
- ・症状が一時的に治まることもありますので、別紙に記載された登園のめやす等を参考に完治するまで十分に療養に努めて下さい。とくにインフルエンザについては、ウィルスの発散をなくすため熱が下がってから最低3日間は登園を控えてください。
- ・インフルエンザなどは感染後間もない場合、病院で感染検査を受けても感染が確認できないこともあります。症状が治まったからと翌日から登園させますと再度発症して他のお子さんに感染を拡げてしまう可能性がありますので、しばらくは自宅で様子を見るようにして下さい。
- ・保育園は集団生活ですので、感染を完全に防ぐことはできませんが、園と保護者の皆さんの協力で罹患は最小限に止めるよう努めてまいります。

登園してはいけない主な感染症

病 気	主な症状	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹 (はしか)	38℃前後の高熱、せき、鼻水、結膜の充血、目やにが現れる。いったん熱が下がるが口の中に白い斑点が出て、再び高熱になり、発しんが全身に広がる。中耳炎や肺炎、脳炎を併発することがある。	発症1～2日前から、発しん出現後の4日後まで。	解熱後、3日を経過してから。
インフルエンザ	高熱が3～4日続き、関節痛、筋肉痛、頭痛など全身症状がある。鼻水やのどの痛みなど呼吸器症状が出ることも。中耳炎や肺炎、脳炎を併発することがある。	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）。	発症後最低5日間、かつ解熱した後3日を経過してから。症状が始まった日から5日以内に症状がなくなった場合、症状が始まった日から7日目を過ぎてから。
風しん (三日ばしか)	発熱し、淡紅色の発しんが顔から体、手足に広がり、3日ほどで消える。首のリンパ節が腫れて痛む。	発しん出現の7日前から、発しん出現後の7日間くらい。	発しんが消失してから。
水痘 (水ぼうそう)	体全体に発しんが現れ、口の中にも出る。発しんは小さな赤い斑点から水を持った斑点に変化し、かゆみを伴う。	発しん出現の1～2日前から、すべての発しんのかさぶたができるまで。	すべての発しんがかさぶたになってから。

※このほか、学校保健安全法によって出席停止になる病気があります。各自治体、各園によって規定が異なる場合もあります。

病 気	主な症状	感染しやすい期間	登園の目安
流行性 耳下腺炎 (おたふくかぜ)	高熱が出て、耳の下からあごにかけて腫れて痛む。腫れは発症から3日目ごろに最大になり、6～10日で消える。聾聴を併発することがある。	発症3日前から耳の下からあごにかけて腫れてから4日。	耳の下からあごにかけての腫れが始まった後5日以上経過し、かつ全身症状が良好であること。
結核	せき、たん、発熱が2週間以上続く。乳幼児では重症結核になることがある。	たんの検査で陽性が出る間。	医師によって感染のおそれがなくなったと認められてから。
咽頭結膜熱 (プール熱)	39℃前後の発熱がある。のどに炎症が起きて痛み、結膜も炎症を起こすために目の痛みやかゆみ、充血などがある。	発熱、充血等の症状が出現した数日間。	主な症状が消え2日を過ぎてから。
流行性 角結膜炎 (はやり目)	結膜が充血し、目やに、涙が出る。耳の前にあるリンパ節が腫れて痛む。	症状が出現してから2週間。	結膜の炎症の症状が消失してから。
百日ぜき	風邪のような症状から、しだいにせきが強くなる。1～2週間で、短いせきや息を吸うときにヒューという音がするといった特有の症状が出る。乳児では症状が現れずに無呼吸になることがある。	抗菌薬を服用しない場合、せきが出てから3週間を経過するまで。	特有のせきが消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬は決められた期間服用する。5日間服用した後は医師の指示に従う)。
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	激しい腹痛があり、水様便をくり返し、さらに血便が出る。軽い発熱がある。溶血性尿毒症、脳症(3歳以下での発症が多い)を併発することがある。	便中に菌を排出している間。	症状が治まり、かつ、抗菌薬による検査が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから。

与薬について

保育園に登園する子どもたちは、本来、集団生活に支障がない健康状態にあり、通常では保育園で薬を扱うことはありません。

ただし、医師の指示により、やむを得ない場合もあることから、本園では、保育所保育指針等に基づき、誤飲事故等を防ぐためにも以下の手順でご協力をお願いしております。

- (1) お子さんが病院を受診し薬が処方される際には、保育園に通っていることを伝え、1日2回

(朝・夕) や1日3回(朝食後・夕食後・就寝前)の処方が可能かどうか相談していただき、できるだけご家庭で服用させるようにして下さい。

- (2) やむを得ず、保育園にいる時間に薬を飲まなければいけないときは、お手数ですが、保護者の方が来園されて薬をお子さんに飲ませるようにして下さい。
- (3) 上記の1・2ができず、保育園で薬を飲ませざるを得ない場合には、事前に担任から「与薬依頼書」を受け取り、必要事項をご記入の上、提出して下さい。処方薬は必ず1回分ずつお子さんの名前を記入した袋に入れてください。与薬依頼書がない場合、保育園での与薬をお受けできません。
- (4) 保育園は集団生活です。誤飲等の危険もありますので、1回分ではないもの・お名前の記入のないものは飲ませることはできません。
- (5) 保育園で飲ませる薬は医師の処方を受けたものに限らせていただきます。市販の医薬品を飲ませることはお断りしております。

緊急時における対応

保育・教育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、お子さんの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先(児童票の父母・祖父母等の連絡先に優先順位を記入する欄がありますので、必ずご指定下さい)に連絡します。また、嘱託医またはお子さんの主治医等に相談する等の措置を講じます。

保護者の方等と連絡が取れない等の場合にはお子さんの身体の安全を最優先させ、本園がしかるべき対処をいたしますので、あらかじめご了承下さい。

近隣の緊急連絡先は、次のとおりです。

警察	串木野駅前交番 0996-32-3992	【110番】
消防・救急	いちき串木野市消防本部 0996-32-0119	【119番】

地域防災拠点・広域避難場所

本園近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	いちき串木野市役所串木野庁舎
広域避難場所	串木野小学校体育館
津波避難適応場所	浜ヶ城付近(海拔26メートル)

非常災害時の対策

本園では、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。詳細については、ホームページに掲載していますので、トップページアイコン「防災・安全への備え」をクリックして表示されるページをご覧ください。

防火管理者	園長 児島 喜代子
消防計画届出年月日	平成20年7月14日
避難訓練	毎月1回、避難・消火の訓練を実施（訓練のねらいや内容等の詳細はホームページに掲載しています）
防災設備	消火器・火災報知器・ガス漏れ火災警報設備

あんしんメールについて

1 あんしんメールとは、

浜ヶ城保育園が園児保護者向けに独自に整備・運用している緊急時メール配信システムです。この配信を受信していただくために原則としてお母さまの携帯電話のメールアドレスをシステムに登録させていただきます。ご登録いただいたアドレスはあんしんメール配信以外には使用いたしません。また、卒園・退園の際には登録を削除いたします。

「あんしんメール」はあくまで緊急時の速報として使用し、大災害等が発生した場合には電話連絡（携帯・職場・家庭・祖父母等）等あらゆる手段を通じて保護者の方と連絡をとるよう努めてまいります。

2 メール配信の内容

保育園が保護者の皆さまに一斉にメール配信するのは、次のようなケースです。

- (1) 台風、降雪、地震その他気象災害が予想されるとき
- (2) インフルエンザ・ノロウイルス等感染症に関するお知らせ
- (3) 不審者等の情報が寄せられたとき
- (4) その他、保育園が緊急と判断してお知らせするとき

上記の理由による臨時休園や保育時間の繰り上げ・繰り下げ等もお知らせいたします。

3 登録方法など

あんしんメールの登録やメールアドレスの変更の方法は、次のとおりです。なお、継続して在園されてメールアドレスに変更がない場合は、お手続きは必要ありません。

お母さまのスマートフォンから本文にお子さんのクラスと氏名を記入したメールを保育園に送信してください（info@hamagajo.ed.jp）。受信したアドレスを本園がシステムに登録いたします。登録が完了しますと、保育園から登録完了をメールでご連絡するとともに「あんしんメール」からテストメールを配信します。

4 メールが届かないときは

携帯電話では迷惑メール対策のために初めから電子メールを受信しない設定になっていることがあ

ります。その場合は、お手数をおかけしますが、あんしんメールのアドレス (anshin@hamagajo.ed.jp) を携帯電話会社のマイページ等のメール設定で受信許可リストに登録するようお願いいたします。携帯各社の設定方法を本園ホームページの「あんしんメール」ページで紹介していますので、参考にさせていただきます。

スマートフォンではキャリアメールの他にアプリからGメール等の電子メールを利用できますので、そのアドレスへの変更をお申しつけくだされば、手続きをさせていただきます。

虐待防止対策について

本園は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法第82号）に基づき、子どもの人権の擁護及び児童虐待の予防のために必要な体制を整備し、職員に対する研修を実施するなど必要な措置を講じるとともに早期発見に努めるよう「施設の運営についての重要事項に関する規程」で定めています。

また、保護者の皆さまは別紙「子どもを健やかに育むために」をよくお読みになり、理解を深めて下さいますようお願いいたします。

賠償責任保険の加入状況

本園では施設業務等に起因する万一の事故等により法律上の賠償責任を負った場合、すみやかに賠償に対応するために以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育所の損害補償（全国社会福祉協議会）
保険の内容	業務補償・園児の傷害事故補償・送迎車搭乗中の傷害事故補償
保険金額	対人賠償1名・1事故最大10億円ほか
保険の種類	ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）
保険の内容	園賠償責任保険・園児団体傷害保険（地震・〇157対応）・個人情報漏洩保険
保険金額	対人賠償1名・1事故最大10億円ほか
保険の種類	学校安全災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	保育所管理下における児童の災害給付
保険金額	見舞金最大3,770万円

障害児保育について

本園では、障害児を受け入れ保育する際には、その児童の状況及び本園の受け入れ体制を考慮して、市町村と協議のうえ受け入れの可否をその都度判断します。なお、ここでいう障害児とは、通所及び集団保育が可能な障害児であって特別児童扶養手当の受給資格を有する児童をいいます。

医療的ケアが必要な児童の保育について

本園では、疾患をかかえた児童の支給認定保護者から利用申込があった場合には、児童本人の疾病の状況や緊急時の対応などについて事前に十分保護者及び市町村から聴取した上で、通所及び集団保育が可能と判断される場合には受け入れを応諾します。

福祉サービスの相談・苦情窓口

本園では、社会福祉法第82条に従い、提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めております。玄関の入り口に相談箱を備え付けて受け付けています。また、福祉サービスに関する相談や苦情の窓口を下記のとおり設置しております。

相談・苦情受付担当者	主任保育士 宮崎 由生子 電話番号 0996-32-4712	
相談・苦情解決責任者	園長 児島 喜代子 電話番号 0996-32-4712	
第三者委員	西村 数美	元いちき串木野市選挙管理委員長 電話番号 0996-32-4402
	福田 けい子	元保育所長 電話番号 0996-38-0445

業務の質の評価について

保育所の自己評価	各保育士は、業務に関する全43項目の自己評価・自己点検
----------	-----------------------------

	表により自らの保育業務の振り返りを行ない、反省や課題、資質向上に繋がる研修希望等を総括しています。
--	---

個人情報の取り扱いについて

本園では、個人情報は、個人情報の保護に関する法律、いちき串木野市個人情報保護条例及び本園が定める個人情報取扱規程に従い、適正に取り扱います。

1. 個人情報の提供及び委託

(1) 保育所児童保育要録を送付するとき

厚生労働省からの通知により、小学校就学の際には子どもの育ちを支えるための資料を入学予定の小学校に送付するとされており、本園を卒園する際に保育所児童保育要録の写しを入学予定の小学校に提供します。

(2) 緊急を要するとき

体調急変等の緊急時において、園児の安全・生命を最優先するために病院その他の関係機関に対して必要な情報を提供することがあります。

(3) 保育の提供にあたり市町村に対して報告が必要なとき

保育の提供にあたり知り得た情報のうち、法令等に基づき支給認定を行なった市町村に対して報告が必要な場合には、その市町村に情報を提供します。

(4) その他、子どもの育ちや保育に資すると判断したとき

以下の事業者・関係機関には必要最小限の情報を提供することがあります。

ア. 嘱託医（健康診断業務）

イ. いちき串木野市基幹相談支援センター（巡回支援）

ウ. 児童発達支援機関（通所児童のみ）

(5) 保育の様子を記録した画像等を保護者に提供するために加工するとき

園の行事等を撮影したデータの現像等を専門業者に委託しています。

2. 個人情報の使用

(1) 園の運営及び支給認定保護者に資すると判断したとき

緊急時の連絡のためにあんしんメール登録や緊急連絡網を作成します。配布・利用は、保護者・園職員・法人役員等の園に関わる範囲に限定します。

(2) 子ども及び子どもの世帯の情報

子どもの画像・映像等本人が特定されうる情報は、保護者に資すると判断できる範囲で利用します。ホームページや公式ブログ等で使用する場合は、個人が特定できないよう配慮します。保護者が園に提出する児童票・個人票等に記載された子ども及び子どもの世帯の情報は、保育の提供の範囲に限って使用します。

個人情報の取り扱いの詳細については、本園ホームページに掲載している「個人情報取扱方針」（プライバシーポリシー）をご覧ください。

その他、保護者の皆さまに知っておいていただきたいこと

1 送迎時の車の運転について

徐行運転・左側通行を心がけ、事故・接触等のないように十分お気をつけください。とくに県道39号線から園道の坂道までの間には幅員が十分でない箇所や見通しのよくない箇所もあります。T字路や園道にはカーブミラーが設置されていますので対向車をよくご確認ください。また、園道の坂入口部分に中央線と停止線を引いております。必ず、一旦停止をして安全確認をさせていただきます。

2 送迎時の駐車について

園道を上りきった路面（菜園入口付近）の×と表示されている部分は職員車両の出入り用スペースとさせていただきますので、保護者の方の駐車はご遠慮くださいますようお願いいたします。

駐車の際は、安全のため、エンジン停止やライトの消灯にご協力をお願いします。

3 通園バスについて

本園では、保護者の送迎負担の軽減を図るために通園バスを運行しています。バス利用料等はありません。

通園バスの利用は、走行中の安全面の観点から、運行開始以来1歳6ヶ月以上からとしてきました。利用についてはお子さんの様子やご家庭の事情を踏まえながら、柔軟に対応させていただきますが、とくに小さいお子さんは通常の座席ではなくチャイルドシートに座るため、1歳3ヶ月以上からの利用とさせていただきます。

新規で通園バスを利用されたい方は、お申し出下さい。利用申込書等をお渡しします。

4 行事写真の販売について

園で撮影したお子さんの写真をご希望の方にプリント販売しています。注文は本園専用のインターネットサイトからしていただいております。この注文販売サイトへのアクセスには販売期間のご案内と一緒にお配りするIDとパスワードが必要です。写真の販売は、3～4ヶ月に1度の間隔でご案内しています。